

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)又は(2)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(3)又は(4)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。

- (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人
- (4) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「債務の免除を受けた金額①」から「計④」までの各欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(3)）の1から4までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表4）の1から4までの各欄の金額を記載します。	
2 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」	法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(3)）の6の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表4）の6の欄の金額を記載します。	
3 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額⑦」	第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額を記載します。	
4 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)又は(2)に掲げる法人が、第6号様式の⑩の欄の金額若しくは第6号様式別表5の⑫の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。	
5 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」	「1 この明細書の用途等」(3)又は(4)に掲げる法人が、第6号様式の⑩の欄の金額又は第6号様式別表5の⑫の欄の金額を記載します。	
6 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(2)に掲げる法人にあっては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
7 「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」	「1 この明細書の用途等」(3)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(4)に掲げる法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
8 「調整前の欠損金額等の翌期繰越額⑬」から「差引欠損金額等の翌期繰越額⑰」までの各欄	平成24年4月1日以後に開始する事業年度において記載します。	